

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年5月1日
担当課	国保年金課 収納担当室

契約業者名・住所	株式会社 TACT 東京都渋谷区神宮前1丁目3番地10号
工事等の名称	国民健康保険料自動音声電話催告システム賃貸借契約（長期継続契約）
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種別	情報処理
工事等期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日
契約金額	① 月額（自音声電話催告システム関係月額費用） 81,250円 ② 単価（自動音声電話催告システム電話接続費用）98円 ③ 単価（自動音声電話催告システム電話非接続費用）40円 ④ 年額（自動音声電話催告システムガイダンス変更対応費用）100,000円 ⑤ 月額（ショートメッセージサービス配信システム使用料）10,000円 ⑥ 単価（ショートメッセージサービス配信システム送信費用）9円 ⑦ 単価（ショートメッセージサービス配信システム誤送信防止機能費用）2.50円
工事等の概要	① 自動電話による電話催告、②SMS（ショートメールサービス）による催告

随意契約の理由	<p>国民健康保険料自動音声電話催告システム（以下「本システム」という。）については、国民健康保険料の収納率向上を目的とし、徴収体制の強化及び効率化を図るものであり、高度な行政情報の機密保持が要求されます。</p> <p>株式会社TACTは、LGWANを介してサービスを提供するLGWAN-ASP型のサービスを提供していることから、セキュリティ面での安全性が確保されており、また、自動電話催告システムにおいて有効的と考えられる機能であるAIによる音声認識機能が搭載されているサービスがLGWAN-ASPサービスリストにおいて一社のみであることを確認しています。</p> <p>以上のことから、システムを導入し、国民健康保険料の徴収に対し効果的に運用することに関する条件を満たす相手方として特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、上記事業者を選定するものです</p>
---------	---